

午前10時 - 閉議)

1. 6月22日(第50日) (午後3時56分散会)

2 出席議員(16名)

1番 伊保清安	3番 石川真大
5番 宮里敏行	7番 比嘉盛栄
8番 又吉正弘	9番 棚原寛信
10番 稲嶺正康	11番 安次富盛信
12番 大川昇	14番 崎向正尊
15番 仲村春仁	17番 佐喜真弘
18番 比嘉美走	20番 伊佐徳次郎
21番 仲村盛光	22番 古波藏清次郎

3 欠席議員(4名)

4番 渡名喜庸仁	13番 知名朝司
16番 武島行男	19番 宮城盛昌

4. 議事説明者

市長 崎向健一郎	助役 沢岷安一
収入役 呉屋好永	総務課長 多和田真一
住民課長 知念和天	厚生課長 伊佐友誠
税務課長 古波藏信三	農林課長 崎向政光
商工課長 棚原盛真	都市課長 兼村寛昌
建設課長 高宮城昇	消防長 大城仁幸
固定資産評価課長 武島正孝	
水道部長 仲村春盛	営業課長 奥里将弘
会計課長 天久実	工務課長 金城健栄
教育委員長 知念俊吉	副委員長 仲本正重
委員 奥 仲村春勝	委員 奥 石川栄良

第77回宜野湾市議会定例会開幕日程表(第3号)

1970年6月22日(月)午前10時開会

- 日程第1 陳情第2号 宜野湾市公設市場改善方陳情について(建設委員長報告)
- 日程第2 議案第21号 宜野湾市清掃条例の一部を改正する条例(経済民生委員長報告)
- 日程第3 議案第19号 宜野湾市土地区画整理第二地区清算金特別会計の設置について(建設委員長報告)
- 日程第4 議案第20号 1970年度宜野湾市土地区画整理第二地区清算金特別会計才入才出予算(建設委員長報告)
- 日程第5 議案第10号 下水道専業施設の設置について(建設委員長報告)
- 日程第6 議案第11号 宜野湾市部課設置条例の一部改正する条例(総務委員長報告)
- 日程第7 議案第12号 宜野湾市職員定数条例の一部を改正する条例(総務委員長報告)
- 日程第8 議案第13号 宜野湾市職員労働時間休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例(総務委員長報告)
- 日程第9 議案第14号 宜野湾市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例(総務委員長報告)

日程第10 議案第15号 宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(総務委員長報告)

~~日程第11 議案第18号 宜野湾市手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例(総務委員長報告)~~

~~日程第12 議案第24号 宜野湾市退職金支給条例の一部を改正する条例(総務委員長報告)~~

日程第11 議案第28号 宜野湾区教育委員会事務局設置規則の一部を改正する規則(総務委員長報告)

日程第12 議案第29号 宜野湾区教育委員会職員定数規則の一部を改正する規則について(総務委員長報告)

日程第13 議案第31号 宜野湾区教育委員会報酬及び費用弁償等の規則の一部を改正する規則について(総務委員長報告)

日程第14 議案第34号 宜野湾区教育委員会職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則について(総務委員長報告)

日程第15 議案第30号 宜野湾区教育委員会職員の職階、昇任給、昇給、昇任等の基準に関する規則の一部を改正する規則について(総務委員長報告)

日程第16 議案第16号 宜野湾区教育委員会職員の給与に関する規則の一部を改正する規則について(総務委員長報告)

日程第17 議案第24号 宜野湾区教育委員会職員労働時間休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則について

日程第18 議案第30号 宜野湾区教育委員会職員職階、昇給、昇任等の基準に関する規則の一部を改正する規則について

日程第19 議案第16号 宜野湾区教育委員会職員の給与に関する規則の一部を改正する規則について

議長

第77回、真野湾市議会定例会（第5日目）
の本会議を開きます。

議長

お手もとにあくばりしてあります
と23の日程表の第5号のとおり進めて
まいります。

議長

日程の第1、陳情第2号は先の議会
におきまして建設常任委員会に付託して
ありましたか審査を終了いたしましたして、
報告書がまわっております。

議長

建設常任委員長の報告をお願ひ致し
ます。

建設常任委員長

陳情第2号、真野湾市公設市場改
築方陳情につきましては、建設常任委員会
に付託されましたので、その審査の結果
を御報告いたします。本案件の調査
に対しましては、市当局から市長、並に
関係業者の出席を求め、調査いた
した次第でございます。又全建設委
員の方々が現場調査も行いました。
現場調査をいたしましたところ、採択

の理由にもござりますように本場所は10年
近く前に建てられた物で、非常に老朽化
してあります。また衛生面めかしても好ま
しくありません。その反面買入物は年
々ふえてあるようござります。そこで
市民が喜んで買入る市場として改築す
るのが好ましいという観点に立ちまして
本案件を採択すべきものと決定してあ
る次第でござります。以上もしまして
御報告にかゝる御質疑にお答えした
と思ひます。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

他に御質疑もござりませんかので、
質疑を終りたいと思ひますか。ご異議
ありませんか。

議長

ご異議ありませんので、質疑を終
り、併せて委員長の報告も終わります。

議長

本案に対する討論を許します。

議長

討論を省略したいと思ひますか。

ご異議ございませんか。

議長

ご異議ございませんので討論を省略いたしました。採決いたします。

議長

委員会案とあり採択することに、ご異議ございませんか。

議長

ご異議ありませんので委員会案とあり採択することに決定いたします。

議長

次は日程の第2議案第2号直野鴻市清掃条例の一部を改正する条例に付しましては、6月12日の本会議におきまして、経済民生常任委員会に審査を付託してありました。報告書がまいてあります。

議長

暫く休憩いたします。(10 : 10)
再開いたします。(10 : 12)

議長

経済民生常任委員長の報告を求めます。

経済民生常任委員長

御報告を申し上げます。議案第21号
宜野湾市清掃条例の一部を改正する条例
については、本会議におきまして、当委員会に
付託されておりましたので審査の御報告
をいたします。本議案につきましては、又
今、事務局長さんがかみスプリントの訂正
がありましたとあり、ミスプリントの訂正
をいたしました。原案のとおり可決すべ
きものと決定をいたしました。以上申
申し上げます。皆さん方の御質疑にお
答えしたと思っております。

議長

本案に対する質疑を許します。

11番

手数料の額でござりますけれども
1セット以内と、1セット以内と言うもの
に私は問題があると思っておりますが、こ
れについては委員会ではどのように検討
なされましたか。一体、1セット以内と
言うことかありうるかどうか。

議長

暫く休憩いたします。(10:15)

再開いたします。(10:28)

11番

この手数料の額は何を基準にして
設定されておりますか。

厚生課長

基準につきましては、本土の手数料
関係もとりまぜて検討しましたが、千差万
別でございます。それで私どもとしては
一応コサ、浦添のものを一応基準に
して算定してございます。

11番

市内に何名かの業者がその収集
作業も、しておりますけれども、1ヶ月の収
入、これは大体「くさぐさ」一戸あた
り収益があるか。

厚生課長

収益につきましては、まだ検討して
ございませぬ。

11番

一戸あたり大体どの「さ」のケリを
処理しておりますか。例えば、数量に
してどの「さ」あるは係数にして
どの「さ」言うことであらうかです由。
大体、その業者の1ヶ月の収益がつか
めるんじゃないかと思っておりますか。如何
なるものであつたか。

厚生課長

ゴミにつまましては、16台の車で一応処理はしてござりますが、はっきりした量ですか、それはまだ統計としてありません。

川着

しかし皆さんとしては、宜野湾市から排出するゴミの量が1日11トン貯蓄して11トン、それを基準にして何トンかと言うふうな、大体、そういう基準をもって業者に与えたと3トンありますし、又、皆さんがゴミ処理を進める場合に大体、宜野湾市から排出する量か何トンかと、十分、掌握して11トンと思11トンかね。

厚生課長

総体的につまましては、大体35トンか11トンか宜野湾市から出す、その中には11トンの個人で処理するもの、それが全部業者に委託すると言うものがありますので、詳しい数字につまましては誰か11トンも5つたと11トンの、収集して11トンとは、まだして11トンですか。

11番

くり返すようでありますか。一体、業者ですね。業者とそれを利用する市民の間ですね。合意に達すれば、そういうこともなりましたと、言う御説明でしょうか。一体、数量あるいは重量をいはい誰か決めますか。業者が一方的に決めるのであるか。あるいは又何かはかるのかあるのかどうか。測定するのかわかりませんか。

厚生課長

一般家庭にあきましては、自治会契約と、それか個人との契約と、言うのが、人数割り又は、週何回収集すると言うわけで、一応、ヤマッマッという訳ですが、しかし、処分量によるものにつきましては、あくまでも両方の話し合いですか。でも、マッしか出来た、んじやないかと思います。

11番

そうしますと、両方の話し合いと、言うことは結局、業者が何キロあるんだと、これだけ請求するんだと、言えは、業者は一般市民の、あるいは利用者の、それに対して、いや、これだけ、は、なんだと、言ったような、何か資料になるもの、か、ありますか。

厚生課長

そういうあれで結局は料金につきましては、以内という言葉を使っております。

11番

以内という言葉とはさえておいてこの場合にどう言う形が合意に違ふか何か基準がありますか。

厚生課長

そういう基準はございませぬ。その場合に例えばある企業が相当の汚物が出たために契約をしたとか、我々の方に電話がございます。一般収集では一寸出来た、それで一応月々かとか大体何々出すんだ、というふうなあれで、やはりあは私どもの方で一応両方の話し合いで契約させたところもございます。例えばですね。紙くずだとかそういうものについて、たしかこの例があるし、中にはビンのかけさだけを処理するところもあるし、そういうところはあたかあの話し合いでしか出来た、訳です。ある企業においてゴミとして出るのはビンのかけさだけ、ある業態において紙くずとか箱だとかそういうものが出るところもあります。んが

どう言う場合に一心私どもは業者にも
も運送し、その業者から斡旋をしてく
れと言うことでもあります。話し合
いでやってやる訳です。

11番

今、お話しのように単価を重量にわ
けていた場合に同じ1回、同じ1台で要
死の差が出てきます。例えば今言う
ように重量不足、建築あとのゴミの場
合と容量は大きんだが、比較的軽い
ものでも、同じ1台にしてもですね。あ
るだけ大きな差額が出てくるので、そ
の7んをね、どう調整するのか、これ
ですね。皆さんの指導助言の中に
ですね。法で私は基準としてある
べきだ"と私は思うんですが、た
た"業者と一般家庭あ
るいは、その利用する人達の間
でこのようにとりきめたさ
いと言う場合にですね。非常に不
公平な問題が出てくるんじや
ないか"かと思うんですがね。
それから片一方は同じ1台でも、片
一方はものすごくとされた、片
一方はですね。3分の1しかと
されなかったとき、た
いようたことが出てきます。

厚生課長

結局、今までの我々の実績が
しきると、業者の方々は殆んど私
ども

の手に、そういうものがあるのかどうか出た
かたんどか処理方法は出来かと言う
あれで一応連絡は来ますので、その場
合には我々が中に立って行政指導
と言う立場でそういうことでやると
する訳です。

11番

しかし、単価がは、きり基準が示めさ
れてくる以上はですね。これは皆さんが
どんなに説明あるかは指導助言をして
もですね。それに価格の1台あたりの
運搬費がですね。処理量があるのか
く3倍にもなるし、あるかは10分の1
にわたると不均衡かかまうな問題が
出てくるかと、設定してあるかには
は、ですね。

厚生課長

今までのあれがさしてですね。この
条文はですね。前のものは、そのままでござ
います。いわゆる63年に立法され
たですね。それまでの実績がさすると
そういうトラブルと言うのはあんまり
ございませぬ。今までの実績がさして
ですね。大体我々の業者と企業とで
ですね。間に立ってやっておりますので。

11番

直接皆さんには苦情やあるいはその苦しうになつた問題はもうごまかすかも知りませぬけれども、ときたま言われるんですようね。くみとりにしてもこの業者にくました場合は、1.5倍ぐさいとさゆるとあるいはその子りの場合はでせぬ。そういうことがまき聞かされるんたか。この設定する重量によつてです。基準をきめることに対して私は問題が若干私はあるんじやないかと思ひますかぬ。

厚生課長

重量でないとどうまたいや設定するか問題になつてくると思ひます。

11番

たかひそのつんにつてはまた検討したことがないかどうか。

厚生課長

他市町村、外のおれをみてみまふと殆んどわかゆる処理量と言うのは自分でやっております。それにどう言う品物はくさくさと言うようなことは又、一寸難しいんじやないかと思ひます。基準とたすのはどうしても重量ですか、と。たかひとわかぬ。いや、たかひと

思います。

11番

よく荷役関係、外の物はですね、重量とそれかの度量ですね。そういったものをですね。勘案してひとつの運搬業とかあるいはまた処理量をよく設定してあります。そういったような二本立てで比較的公平な方法かといへんもんか。

厚生課長

ゴミについては殆んどがバラバラでありますので商品みたいな規格をやると言うことは一寸難しいんじゃないかと思えます。市民の皆さんかですね。箱に作ってやるんだったら出来たかも知りませんですか。しかしゴミと言うのは今までのとこ全部バラバラしかやっておりませんのでそれを容積だとか、重量だとか二本立てすることは一寸難しいんじゃないかと思えます。

11番

運搬する中にはですね。しかしそれなりの運搬する中にはですね。ひとつの運搬量と言うのかあるはずですよ。同じにはいっても今言うように軽いのと、重いもの実際にやってきた場合ですね。大きなふさきか出てき

すので、それよりもななどが基準設定に
おいて十分配慮できたかどうか。

厚生課長

今のところ基準と言うのはどうしても
重量でなると、かんじやなにかと思
います。

議長

外にご意見ごありませんので、質疑
を打ち切りたいと思えますか。ご異議ご
ありませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

ご異議がありませんので、質疑を
終り併せて委員長の報告も終ります。

議長

本案に対する討論を求めます。

議長

討論も省略したいと思えますか。
ご異議ごありませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

ご異議ありませんので討論を省略
いたしまして表決に移ります。

議長

原案のとおり可決することにご異
議ございませんか。

議長

ご異議ございませんので原案ど
おり可決することに決定をいたしました。

議長

次は日程の第3、議案第19号、宜野湾市
土地区画整理第二地区清算金特別会計設
置につきましては6月12日の本会議におきまし
て建設常任委員会に審査を付託してあり
ましたか、審査を終了いたしましたして報告書
がまわっており、建設常任委員長の報
告を求めます。

建設常任委員長

ご報告申し上げます。議案第19号
宜野湾市土地区画整理第二地区清算金
特別会計設置につきましては、建設常任
委員会に付託されておりましたので、
その審査の結果をご報告いたします。
当局から都市計画課長、区画整理係
長の出席を求め、意見を聴取した

談でございます。その調査の段階にあき
 まして意見がございましたのはこの会計
 設置の期間でございます。もっと早く出
 来たいものかと言うふうな質問がござ
 いましたか。それにつきましては宜野湾市
 都市計画第二地区区画整理施行規程
 の第36条の中に800.-ドル以上の場合
 は、24年半と言うふうに謳われておりま
 す。すなわち500.-ドルまで半年、150.-
 ドルから300.-ドルまで14年半、300.-ドル
 から500.-ドルまで24年半、500.-ド
 ルから800.-ドルまで34年半、800.-
 ドル以上が24年半と言うふうに規程
 されておりますので、その規程に基づいて
 24年半の設置をされておるものでござ
 います。以上ご報告申し上げまして
 ご質疑にお答え申し上げたいと思
 います。

議長 本案に対する質疑を許します。

議長 本案につきまして、質疑を終りたい
 と思っておりますが、ご異議ございませんか。

議長 ご異議ありませんので、質疑を終り
 併せて委員長のご報告を終ります。

議長 本案に対する討論を求めます。

議長 本案に対する討論も省略したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

議長 ご異議ありませんので省略をいたしまして表決をいたします。

議長 議案第19号 宜野湾市土地区画整理第二地区清算金会計設置に付する表決に付します。

議長 原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

議長 ご異議ありませんので原案のとおり可決することに決定をいたします。

議長 次は日程の第8、議案第20号、1971年度、宜野湾市土地区画整理第二地区清算金特別会計、収入支出、予算に付します。

では、6月12日の本会議におきまして建設常任委員会に付託審査をしてありましたか審査を終了いたしましたして報告書がまわっております。只今より委員長の報告を求めます。

議長

暫く休憩いたします。(10:20)

再開いたします。(10:21)

建設常任委員長

ご報告いたします。議案第20号、1971年度、宜野湾市土地区画整理第二地区清算金特別会計、入支出予算に對しましては建設常任委員会に付託されて、その審査の結果をご報告いたします。本案件に對しまして委員会が問題になつた2~3点をご報告申し上げます。まず、金額を弄した場合に交付金と徴収金、その方が交付金の額が99%減でござります。交付金の場合には、281万ドルで徴収の方が1,330万ドルとさうふうになつてありますか、もっとどうさうふうにするかと言ふ質問がござりましたか、これを各個人別の資料の提出を求め検討いたしましたところ、さきほど申し上げました清算の36条にござりまして、交付金の場合には1,500万ドル以下の方が、非常に数が多い

べく、このよう結果になつておるようでございます。それからの支出の費目存置になつておりますが工事費の問題を一切は終つたものゝへ出た場合は又各市町村、那覇にあつてもこの科目がもうけられておると言うような説明で我々の委員会としては了承した次第でございます。以上おまして委員会の報告といたしまして後はご質疑にお答えしたと思ひます。

議長

本案に対する質疑を許します。

11番

特別会計である限り当然、事務費並かにその清算事務を遂行する経費は当然計上されるべきでありますけれども計上してない理由、事情についてお伺ひしたと思ひます。

建設常任委員長

職員費計上されております。

11番

これは事務費ではございません。事務費は殆んど費目存置にされておりますし、清算事務を取扱う人件費も計上されておられません。

建設常任委員長

その面につきましては、一応課長として説明させていただきます。

郡計課長

ご説明申し上げます。第二地区は事業も工事としては完了しておりますし、後に残ったのは清算事務的なものでございまして、人件費につきましては、一般会計にのりております。

11番

特別会計である限り、今までは工事執行の場合に人件費並びに経費についてはございまして、けれども清算事務も当然特別会計の中です。そういう事務費を計上できるべきである。赤字が出るならば当然赤字の分は外の会計から流用すべきである。或いは又、政府にお願いするか、すべきであると考えておりますか。

助役

その面については私の方からお答えします。特別会計と言うのは、一般会計と別々にすると言う意味でありますか。これはその会計は区画整理地域の区画整理を終った、増換地、減換地の金銭を

清算するのが仕事で、その会計でござ
 います。特別にそゝに専任職をおいて
 やるようた業務内容はな〃訳であり
 ます。そゝで厳密にこの分に要する
 職員を専任にあつて事務処理が出来
 ない訳でありまして又 そうきうよう
 た多量の事務はな〃訳であります。
 もつは〆の金銭清算を目的としておる
 んであつて そゝに職員の人件費等を
 これに計上する実益はなにもた〃
 訳です。そうきう意味が全然、これ
 には人件費等は計上してござ〃ませ
 ん。

11番
 事務費はどうか。

助役
 事務費も通信運搬費ぐ〆〆しかござ
 いません。〆〆のゆる地主に対する通
 知等の通信費だけでござ〃ります。その
 外の人件費は一応費目存置してあり
 ますけれども全然 必要性はな〃と
 考えてあります。

11番
 しかし、これは人件費等は全然
 かかた〆い事務費もかかた〆いと言
 うことか、実際問題としてござ〃りますか。

助役

これは職員がやる以上ですね。職員がやるか否か勿論、人件費がかかると言う意味じゃたしかです。専任職員をそこに置いてですね。これはかりさせる必要性はたしかと言うことです。今の都計の職員で通常業務をやりながら十分できる業務内容でありますので、特別そこに人件費を計上したかった理由はそこにある訳です。

11番

と申し上げるのはあれですか。通常業務で十分出来ると言うことは私はおわかりになります。しかしながら特別会計である以上はですね。直接その清算事務にあたる部分のですね。あつちの経費はですね。当然そこに計上しまして。そしてそれはその分だけですね。一方的に市が全部負担しなけりゃはたぶんと言うことはたしかじゃたしかと思いませんか。その清算事務においてですね。その区画整理地域が恩恵をうけるところの、又、地主や政府との三者の問題として私はそういう問題のとり上げがべきじゃたしかと。

助役

これは補助の対象にはなりませんのでですね。おっしゃる様に理論的に言えばこれにかかる経費はこれに計上すべきであると言うことにはなるとはか、実際問題とした場合に例えば今、都計の職員がやるとした場合ですね。これに要する経費は月額のいくつである。一般会計の事務のために要する経費はいくつであると計算上は出来る。支給はできたという訳であります。そういうことをやるのに対して何も実益もないことに対して実際に利益のたつものに対して経費を投入する必要はないとこう考へておられる訳です。

議長

他に質疑もないようですので、質疑を打ち切りたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

議長

ご異議ありませんので質疑を打ち切り併せて委員長の報告も終了します。

議長

本案に対する討論を求めます。

議長

討論を省略いたしましたと思っておりますが、ご異議ございませんか。

議長

ご異議ありませんので討論を省略いたしまして表決に付します。

議長

議案第20号、1971年度、宜野湾市土地区画整理第二地区清算金特別会計支入支出予算を表決に付します。

議長

原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

議長

ご異議ありませんので原案のとおり可決することに決定をいたします。

議長

暫く休憩いたします。(10=52)
再開いたします。(11=6)

議長

日程の第5、議案第10号、下水道事業施設の設置については6月12日

説明ターゲット

次の資料は、
前コマの丁間に挟まっていた。

ノンブル

そ 262_1e

の本会議におきまして建設常任委員会に付託をしておりますが、審査を終了いたしましたして報告書おまいてあります。又今より建設常任委員長の報告を求めます。

建設常任委員長

議案第10号、下水道事業実施の設置については、建設常任委員会に付託されておりましたので、その報告をいたします。当局から市長、関係課長の出席を求め、意見を聴取した次第でございます。まず下水道の工事計画は10年を想定されておりますが、大体区画を分けますと、まず最初に1号線としようとするのが、まず二か普天間地区、そして5号線と云うふうに大別して、そういう年次的な計画を予定してあるようでございます。そこで何故、今したければ「かた」か、そういう点もお聞きした次第でございます。その理由といたしましては、どうしてか衛生都市と云う見地からいたして、早急にしたければ「かた」と云うことの理由、それから現在におきましては9/10パーセントの補助で、市民負担はわずかでございますか。復帰いたしますと、それが大きく減

になり、住民負担が30パーセント以上には
ふえろと言う想定されて次第でござい
ます。そういう点からいたしましたして
今、下水道工事に着手した方がよいと
言う見解がございします。又、殆んど
の方が浄化装置されてあります。下水
道が通った場合にその施設をする
のには、個人的な経費が相当差を
れる訳でございしますが、その場合に
市当局としてはどう言ったふうな考
えをもってあるか、そのへんもお聞き
いたしました。現在は認可をと
る段階であり、その工事の問題も
十分、今後、検討してそして善処
するように努力するであろうように
も申しておきます。又何故、1号線ぞ
か当初計画されたかと言うことに
対しまして、特に1号線の場合は工
業地帯、そういったのが多く、非常に
汚染、よくなってありますのでどうして
も又、下水道処理場との関係上、そう
言った面からして、まず1号線の方
からやられた方がよいんではないかと
言う。そういう観点に立止まして建設
常任委員会といたしました。原案にお
り決定すべきものと可決してありま
す。以上報告を申し上げ、質疑に
お答えしたと思っております。

議長

本案に対する質疑を許します。

1番

只今の委員長の説明では、この下水道事業は今認可をとる段階である。そこで今政府の認可をとりつけますと、補助率が91パーセント、復帰後になりますと住民負担が多くなり30パーセントになる。これは本土法案に準じてそうなるのか。その70の具体的な説明を、よろしければ当局でもまじしいです。

建設常任委員長

91パーセントの場合は予算上すでに計上されてあるかと思えます。32パーセントと言うことは、当局の説明でございませうか。現在、本土におかれて本土では32パーセント程度が市民の負担となっておると言うふうなことでございませう。

1番

それが適用されて32パーセント。

建設常任委員長

適用された場合にはそうなる訳です。しかしながら、又特別措置法もある

んじやないかと言うことも考えなければなりません。

1番

104年想定でこの事業を行なった場合に今、説明がありました1号線、次に普天間地区、その次に5号線、これは当然、年次計画でやされると思っておりますが大体、その線は実際にその事業をする段階で順序を聞かせて下さい。

建設常任委員長

当局の事業計画書が皆様方のお手元に届いてあると思っております。その事業計画書の中に年次別、それをみていただければご承知かと思っております。

1番

それとありでござりますね。

建設常任委員長

はい。

1番

以上です。

議長

暫く休憩いたします。(11=16)
再開いたします。(11=16)

11番

第3次計画が5号線になっておりますけれども、特にあの地域の最近の建築ブーム並かに開発の面では急激に進められております。そこで後で又5年乃至10年と置くことになると殆んどの今、新築してある建物が水洗便所の施設をしてあります。その下水道の配管並かに施設がなっていないことになると、いきなりあの地域は汚染されることも十分考えられる訳でございます。そこでそれに対する対策は十分立てあげることがどうか。その点について市当局にお伺い致します。

都市課長

お答え申し上げます。今の件につきましての問題は対策と云うことに対しては、まだ立ておりませんか。しかし、工事が完了するまでは、事前に個人負担と云うこともやむを得ないんじゃないかと思っております。工事が完了した場合には、告示が出来ますので、その時点からは建築規制と云うものが適用されると云うことになっております。しかし、いきなり建築規制した場合にまだ配管の問題で便所が汚水すると言ふことは、考えられますか。

はり、その点も「く分個人には」「くさか
負担がかかるといふことかと思ひます。

11番

我慢するのはやさかではなかと
思ひますが、負担も問題はなかと思ひま
す。ただあけかけ水溜便所から排出さ
れるところの汚水が周囲の田畑もある
いは周囲の地域住民に迷惑をかけるよ
うになるといふような問題かと思ひま
す。従つてそれらを十分、当局は
事前に汚染したような対策を十分
立てていたかといふこと、それらをお願ひ
致します。

建設主任委員長

あと1点だけ申し志せましたか、我
々、委員会としても、その認可地域を指定
された場合に建築基準法の第28条の規
制を受けるといふことかどうか、それら
を問い合わせいたしましたところ、当局
としては配管工事が終わらなければ
配管工事が終わつて後、はじめて建築の
規制です。その点にかかるといふよう
でござります。そこで別に地域の設定
をみたかゝる規制を受けるといふよう
でござります。以上。

議長 質疑を打ち切りたいと思っておりますか。ご異議ございませんか。

議長 ご異議ありませんので、質疑を打ち切り併せて委員長の報告を終わります。

議長 本案に対する討論を求めます。

議長 討論を省略したいと思っておりますか。ご異議ございませんか。

議長 ご異議ございませんので、討論も省略いたしまして表決に付します。

議長 議案第10号 下水道事業施設の設置についてを表決に付します。

議長 原案のとおり決することにご異議ございませんか。

議長 ご異議ないことを認めます。おつ

本案は可決決定をいたしました。

議長

日程の第6、議案第11号、宜野湾市部課設置条例の一部を改正する条例につきまして、6月12日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託をしておりましたが審査が終了いたしました。報告書がまわっております。総務常任委員長の報告を求めます。

議長

暫く休憩いたします。(11:22)

再開いたします。(11:23)

総務常任委員長

只今、議題になっております、議案第11号、宜野湾市部課設置条例の一部を改正する条例についての、私共、総務委員会における審査の経過を御報告申し上げます。フロントのとおり本案につきましては、原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。これにつきましては、さきほどの下水道事業の事業量に伴いまして、その執行体制を強化する必要があるという立場から、部計課の中に、下水道関係の係を新しく増設するとうような内容でございます。宜野湾市の現状をみた場合、この事業

を早めに推進して「かなければ」色々な
面で大きな問題にならうかと思いまし
て、当局としても1日も早く、この事業
を推進するのための十分配慮の上の
今度の改正案でござりますんで私共
委員会といたしましては、全面的に適
切な措置であると言ふふうに認めて
この結論をいたした次第でござり
ます。尚詳細にわたっては御質問
にお答えしたと思っております。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

他に質疑もござりませんか
質疑を終りましたと思ひますか
ご異議
ござりませんか。

議長

ご異議ありませんので質疑を終
り、併せて委員長の報告も終了
します。

議長

本案に対する討論を求めます。

議長

討論も省略したと思ひます
か、ご異議ござりませんか。

議長

ご異議ありませんので討論を省略
いたしました。表決に付します。

議長

議案第11号、宜野湾市部課設置条例
の一部を改正する条例について表決
に付します。

議長

原案のとおり可決することにご異議
ございませんか。

議長

ご異議ありませんので原案と
おり可決することに決定をいたします。

議長

日程第7、議案第12号、宜野湾市職
員定数条例の一部を改正する条例につ
いては、6月12日の本会議におきまして総務常
任委員会に付託をしておりましたが、審査
を終了いたしました。報告書がまわって
おります。本朗読を省略いたしました。
直ちに総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長

総務委員会の結果を御報告申し

上げます。この議案につきましては審査の過程において出来る限り資料の提出を求め且また関係課長の出席を求めまして慎重に検討してまいった次第でございます。結論から申し上げますと、決定の中にもござりまする様に一部修正をしてござりまする。これにつきましては理由の中にもござりまする様にこの重の増員計画は新しい業務並みに法改正によるとこの人員増と、現在の陳容ではどうにもたふさない。そしてその分だけは時間外あつては、その他の方法でうめ合わせあつてをこの際増員して業務を執行しようと言うような意図、内容がござりました。そこで委員会といたしましては現在の各課の業務量と並みに総合的な立場からのこの陳容に対して検討がなされておるか、そういったことまで検討してまいった訳であります。その結果、新しい業務並みに制度、法改正によるとこの才二号の中の1号、一般事務員2名、並かにその他の職員の中で保母2名、これにつきましては増員をすることとは好ましいことではござりませんけれども、これは法改正並かに新しい事務の量がこれだけござりまするので認めなければならぬ、という立場に立った訳でござ

います。しかし、その問題になりましたが、保育の2名につきましては現時点、相当な赤字を出しております。保育の面に非常にきつめが必要であります。両方、大体11,000、-ドルぐさ1年間赤字を出しておりますし、又、この増員を2名やるという事は、ベース、アップ、その他の額と合わせますと、おそらく3,000、-ドルか5,000、-ドルぐさ1にその赤字が増大するんじゃないかと言ったようなことも懸念はしたけれども、これは今度法改正するとのしかたかたし、今後この赤字につきましては積極的に政府の保育単価をひきあげさせて、そして赤字を最低限度にくり止めるべく、運営者は努力すべきであると言ふうな意見も申し述べたてあります。聞くところによると、これは職員の研究会の中でも、あるいは他市町村の議会の中でも大きな問題になつておるようござります。しかもこの実際の状況を見ました場合に、中流しかもある方々も中には、そのままは、まゐるんだと言ふようなことも聞かされた場合に、果してそれだけ一般会計、市の税金か、その人達のために補填していかどうか。そう言つたまうな問題も指摘してありますし、これにつきましては今後の大きな課題として取り上げてしがるべきで